

6月定例会

第2回定例会は、6月14日に開会し、まず、監査結果や3月に策定された第3次障害者計画、市の出資先である土地開発公社、公園緑化協会などの経営状況の報告を受けました。

続いて、条例改正や補正予算、財産取得など13件の議案が提案されました。市長より説明を受けた後、それぞれ関係する常任委員会に審査を付託しました。

その後に行った一般質問では、2日間にわたり、8人の議員が市政の重要課題について、見解をただししました。(下記3面に掲載)

19日、21日に開いた各常任委員会では、所管する事務概要の報告を受けた後、付託議案の審査を行いました。

22日に開いた本会議では、委員会で審査した議案について、各委員長が審査結果の報告を行い、いずれも原案のとおり可決しました。最後に、議会運営委員会

暑中見舞状や寄附の禁止

ためをす。このご... 議員は、各議員に、市民の皆様... 暑中見舞状や寄附の禁止... 議員は、各議員に、市民の皆様... 暑中見舞状や寄附の禁止... 議員は、各議員に、市民の皆様...

議会を傍聴しませんか 第3回定例会予定

傍聴を希望される方は、市役所新館3階の議会受付までお越しください。

- ▼ 8月28日(火) 本会議
▼ 8月29日(水) 本会議
▼ 8月31日(金) 文教民生常任委員会
▼ 9月3日(月) 事業常任委員会
▼ 9月4日(火) 総務常任委員会
▼ 9月5日(水) 本会議・決算特別委員会
▼ 9月7日(金) 決算特別委員会
▼ 9月10日(月) 決算特別委員会
▼ 9月11日(火) 決算特別委員会
▼ 9月13日(木) 本会議

※いずれも午前10時開会予定です。
※日程は、一部変更される場合があります。

文教民生常任委員会

19日の委員会では、まず、所管事務について報告を受け、質疑を行いました。

その後、民間保育所の施設整備を助成する補正予算の議案などを審査し、満場一致で可決しました。

見解をただししました。最後に、次の質問を行い、市の

事業常任委員会

20日の委員会では、所管事務の報告、質疑の後、財産区所有の池を岸和田港福田線道路用地として取得する議案などを審査し、満場一致で可決しました。

その後、(株)大阪繊維リソースセンターの解散についての報告を受けました。最後に、次の質問を行い、市の見解をただししました。

▽ペットボトルの収集につ

8人の議員が 一般質問

※一般質問：本会議で、個々の議員が市の一般事務について、理事者に説明を求めたり、所信をただしすることです。

ケースワーカーの増員で 実態に合った対応を

西田 武史 議員

底指導、家庭訪問による実地調査のほか、主治医訪問による病状調査や稼働能力の確認なども行っている。

【問】不正受給の防止や自立支援を行うためには、ケースワーカーによる家庭訪問や調査、指導が重要である。しかし、年々増え続ける生活保護世帯に対し、人員不足が明らかである。今後、どのように対応していくのか。

【答】生活保護世帯数が増加するなか、厳しい状況ではあるが、就労支援専門員などの配置により、的確で効率的な職務遂行に努力している。引き続き、全庁的な業務のバランスにも配慮して人員の適正配置に努めていく。



災害対策の拠点

市庁舎の建て替えは

河合 馨 議員

【問】市役所新館、旧館がなぜ、「市有建築物耐震化実施計画」の中で耐震改修が困難な「耐震化調整施設」と位置づけられたのか聞きたい。

【答】昭和46年に建てられた新館は、耐震診断業務の二次診断において、地震時に倒壊または崩壊する可能性が高いと判断された。また、29年に建てられた旧館は、新館より更に耐震性が低いと推察された。

【問】市庁舎の建て替えは、庁内だけで検討するものではなく、広く市民が参画し、また議会からの意見も反映すべきと考えますが、今後どのように進めるのか聞きたい。

【答】建て替えの検討については、広く議論をすべきと考え、市民参画の手法、市



中学校給食センター 新たな候補地は

その他の質問
○ 東日本大震災のがれき処理問題について
鳥居 宏次 議員

今後、給食事業をどのように推進するのか聞きたい。

【答】阪南2区での給食センター建設予定地の確保を白紙に戻した。府の補助期限である平成27年度までに整備事業を完了することを前提に、市有地の再調査を行い、今年度中に新たな候補地を確保して

【問】中学校給食事業は、本市の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために実施する事業であり、何より安全性が優先されなければならぬ。先の3月議会で、給食センターの建設予定地などの再考を求める附帯決議が満場一致で可決された。



子どもたちに安全な給食を

【答】本市でもこのホテル火災以降、直ちに市内のホテルなどに対する緊急立入検査を実施した。その結果、若干の不備事項があり、現在、是正指導を行っている。重大な違反に対しては、速やかに指導し、行政処分を行う。